

(第一類 第一號)

第五十五回国会 内閣委員会 議録 第十八号

(三六二)

昭和四十二年六月十三日(火曜日)
午後零時六分開議

出席委員

委員長

關谷 勝利君

理事

伊能繁次郎君

理事

八田 貞義君

理事

細田 吉藏君

理事

山内 広君

理事

赤城 宗徳君

理事

内海 英男君

理事

塙谷 一夫君

理事

橋口 隆君

理事

榎崎弥之助君

理事

山本弥之助君

理事

吉田 之久君

理事

鈴切 康雄君

理事

塙田 徹君

理事

藤尾 正行君

理事

大出 俊君

理事

受田 新吉君

理事

荒船清十郎君

理事

桂木 鉄夫君

理事

高橋清一郎君

理事

稻村 隆一君

理事

浜田 光人君

理事

米内山義一郎君

理事

伊藤惣助丸君

理事

出席政府委員

大蔵大臣

水田三喜男君

大蔵大臣

塙原俊郎君

大蔵大臣

増田甲子七君

大蔵大臣

松平勇雄君

大蔵大臣

木村俊夫君

大蔵政務次官

小沢辰男君

大蔵大臣官房長

亀徳正之君

大蔵省国際金融局長

柏木雄介君

内閣官房副長官

内閣官房副長官

内閣大臣

大蔵大臣

内閣大臣

六月九日
防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

同月十日
内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

(三五号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五一号)

許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出第一三四号)

防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六四号)

○關谷委員長 これより会議を開きます。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○大出委員 提案理由の説明が何があるようなお話になつておりますから、まことにどうも時間がないのありますから、中身からいって、真正面から議論するということでもございませんから、できるだけ簡単にひとつ質問を終えて、協力を申し上げようと思います。

○大出委員 提案理由の説明が何があるようなお話になつておりますから、まことにどうも時間がないのありますから、中身からいって、真正面から議論するといふことでもございませんから、できるだけ簡単にひとつ質問を終えて、協力を申し上げようと思ひます。

と言つたらいいと思うのですが、を含めて所掌をする、こうしたことになるのですね。

そこで承りたいのですが、ロンドンで何年でただ実際問題といたしまして、日本の国際的地位も上がつてしまいまして、国際金融の面におきまして、ますます日本の対外関係が密になりますと、こういう金の問題というものはやはりこれからもっと重く見る必要がある。その場合に、私ども省内で見ておられますと、金の問題につきましては、財政局なり國有財産局なり国際金融局なりに仕事がいろいろまたがつておられますとして、実際問題といったしまして、金を輸入しようという問題を取り上げた場合には、やはりこれは行政の能率をあげる意味から、一元化をして国際金融局に集中することが適當ではないかというふうに考えます。

○柏木政府委員 金はやはり国際的の金市場で買うのが適當だと思ひますので、ロンドン市場を通じて十トン買つよう準備いたしております。

○柏木政府委員 先ほど日本の国際的な意味での工業生産も上がつて、地位が向上をしているということと、したがつて、そうだとすると、この準備比率を高める——これは貨幣用金ではないといふことですから、確かに決済用金ではないわけです。そういうことになるとかもしませんけれども、基本的な点を聞きたいのですが、金準備をふやすといふ考え方があるのかどうか。というところ

は、つまり所管を変えて一元化するということですから、そのことを敏感に受け取れば、国際的地位も上がつたというお話をだから、いまたしかに二十億ドルくらいの金準備が行なわれておる

と思いますけれども、これを見ますと、アメリカが百四十五億ドル、西ドイツが六十八億ドル、フランスが五十七億ドル、イタリアが三十七億ドル、イギリスが三十二億ドル、カナダが二十二億ドルに次いで、世界第七位といふことになるわけですね。

○大出委員 そうしますと、これは非貨幣用金、

これらのところは、どうお考えになつておりますか。

それから、いまお話を出ました円の問題であります。ですが、これは金があるから円の価値があるといふ問題ではなくて、円の価値といふものは、やはり国内経済全体が力があれば、国内経済、国内の物価が安定しておれば、そこにおのずから安定するということでありまして、金が幾らあるといふ問題は、これとは直接関係ないものだらうと思ひます。

○大出委員 いまのお話は、学者諸君のいろいろな立論を見てみると、必ずしも一面的にとらえて、あなたのおっしゃるようにはならないのです。私ちょっとと読んでみると、だいぶ意見のあるところで、日本経済調査協議会なんか、最近特に国際的な円の評価、価値の問題を取り上げて論じていますね。ですから、あまりどうも一面的にそ うおっしゃられるとひつかかるのです。

そこで歴史的には見れば、明治四年の新貨幣令で円というのは誕生したわけです。これはずいぶんいろいろな変遷をたどっているわけで、金本位制度の確立が明治三十年ですね。そうなると、これは政府の各機関・憲法上定められておる機関となれば大蔵省でしょうけれども、そこらあたりでこういう一元化するといふ形で出してくるなら、その辺までもう少し親切な説明があつてしかるべきではないかと私は思うのですよ。決済レート三三

百六十円といふことなどついても、上下はありますけれども、それではたしていいのかどうかといふ問題。為替相場との関係もあります。固定相場でいくのかどうかといふ問題。これは確かにカナダ

きまして、日本の国際的地位の向上と いうものが、やはり金融政策についての行政の一元化ということを適当としている、さように考えております。

○柏木政府委員 いざれかと申しますれば、事務的な必要から今回の法律改正をお願いしているわけです。

○大出委員 そうすると、国際的地位が高まつてきたからなどといふことはつけたりで、口から出たといふわけですね。

○柏木政府委員 出まかせという意味ではございません。私どもは平素国際金融の問題をやっておりますと、やはり金の問題について大蔵省として

もまとまつた見解を持つ必要があるし、そういう場合に、行政事務が分散していることは適当ではない、さように考えております。しかし、現実に

いまどういう問題があるかというお話をありますと、現実に一番まっ先に起きます問題は、非貨幣用の金を輸入する問題を、国際金融局で輸入する

か、国有財産局が輸入するか、あるいはその価格はどうするのかという問題になりますと、これはいろいろな局に分散してやるよりは、国際金融局

に一元化することが最も適当ではないか、そういう事務的な考え方からまず出発しております。

金 どっちでもいい。同じことですから、それを輸入するだけだというならば、何も制度改正まで考えなくたっていいので、これは国有財産局が持っていたって、どうということはない。非貨幣用金を予算上認められたから国際金市場で買います、場所はロンドンです、というだけのことです。

す。だから、私がいま承りたいと思つて いるの
は、國語の歴史について、アーチー、シモンズ出

は、国際的地位とかじる力々にいま語調が出てきているところでしょう。アメリカの政策的な意味でのドルがだいぶ弱くなっていますから、相当

波動的になつてゐるでしよう。ポンドの場合もそうでしよう。そうだとすると、円の国際的価値といふような問題ともからんで、金といふものに対する大戦省なり政府なりの見解は、この辺で明らかになつていつゝ、そつと事務的に提案されるべき筋のものではないはずだ。だから、そこはどうお考へだとうらことを聞いたわけです。聞いたうえ、

どうも妙な話になるから、どつちなんだと聞いて
いるわけです。大蔵大臣 一体どうなんですか。
○水田国務大臣 今回の改正の問題は、金のそろ
いう国際的な重要性という問題とは、直接関係ござ
いません。事務的な問題でございます。金の買賣
い入れの事務とか、それから賠償事務というよ
なものか、やはりいまの生産上国際金融司

○大出委員 それではあらためて聞きますが、大に統一するといふことから、事務的な考え方からの改正でござります。

臣、この金準備率をふやすふやさぬといふようない
こと、あるいは円の国際的な価値、地位といふよ
うなものとからんで、あるいはまた為替相場その

ものもからみますし、かつまた国内物価との関連も出できますが、そこらのところを、これは大蔵省などとかわかりませんが、経済社会発展計画と

いうのがおたくのほうにござりますね、それらとの関連で、将来に向かって、いま議論の多いところなんですが、これらの問題をどうお考えになり

○水田國務大臣　さつき局長が言いましたように、できるだけ金の保有割合を多くするといふことをうなづかます。

とはいいことなどと考えていまして、裕々にはふやしております。しかし、大量にふやす余裕といふものが、今までございませんでした。それじゃ金の保有割合を多くしなければどうしてもいいけないと申しますと、別に決済に差しつかえある問題ではございませんし、特に日本とします

と、金の形で運営するのがいいか、ドルの形で運営するのがいいかと申しますと、国際收支の問題を始終起こしますし、現に三十六年のときにも見られましたように、必要な場合に日本が外国から外貨を借りるというような問題が起きましたときに、信用上の問題から見ますと、必ずしも金で運用しないほうがいいという実益もござりますので、いままでそういう運営をやっておりましたのが、まあ徐々にふやすことはいいと思いますが、これを急速にふやすければならぬという必要性には、いま迫られておりません。そこで、将来の問題としましては、日本ではなくて、特に外国のほうにおいて、この流動性の問題が出てまいりますとして、どういう形でこれを解決するかということになりますと、やはり世界の方向は、金と特に結びつかない新しい通貨というようなものの創設になりますと、金と特に結びつかない新しい通貨といふことになりますと、無理して金を買わなければならぬという事態にならぬのじゃないかというような先の見通しも考え方であります。

いふほうがいいといふ見解はお持ちでも、これだけ流動してきてはいるのですから、国内物価その他の関連、いろいろ出でますが、さつき申し上げましたように、為替相場の関係も出てきますが、何かひとつこらへで日本の国際的な地位とからみ、国内の経済情勢というものとからみ、どういふ方向でこれから持っていくかということを御検討いただかなければならぬ時期にきてはいるようになりますがね。いまのこところ、どうもいま大臣が言わただけでは、何となくどくともそぞろい動きがあるということを知つてゐるといふことにすぎないですから、大蔵省なら大蔵省としてどう考へてゐるかということではないわけですね。そこらのところを将来に向かつてどういふうにお考へになりますか。御検討をされますか。

○水田国務大臣 検討は十分いたしておりますが、さつき申しましたように、方向としますと、徐々に、無理しない範囲で、やはり金の保有をふやしていくということは続けたいと思いますが、これを急速に多量にふやさなければならぬという差し迫った理由といふものはないだらうといふうに見ておられます。

○大出委員 そうすると、言ひなれば、ここへ出したのは事務的に出した、こういふわけですね。特段考え方があつてこらへふうに一元化したのじゃないということですね。考え方としては、いまお話をあつたように、徐々にふやしてはいくけれども、急速なふやし方ということは面倒考えていない、こういうことですね。——では、時間がありませんから、終ります。

○關谷委員長 本案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○關谷委員長 これより討論に入るのあります
が、別に討論の通告もありませんので、直ちに探
決に入ります。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案について
探決いたします。

○ 關谷委員長 起立總員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
なお、ただいま議決いたしました法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○ 關谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。
〔報告書は附録に掲載〕

〇 關谷委員長 許可、認可等の整理に関する法律案を議題として、趣旨の説明を聴取いたします。松平行政管理府長官。

目次

第一章 総理府関係(第一条～第七条)
第二章 大蔵省関係(第八条)
第三章 文部省関係(第九条～第十二条)
第四章 厚生省関係(第十三条～第二十二条)
第五章 農林省関係(第二十三条・第二十四条)
第六章 通商産業省関係(第二十五条)
第七章 運輸省関係(第二十六条)

附則

第一章 総理府関係
(日本科学技術情報センター法の一部改正)
第一条 日本科学技術情報センター法(昭和三十二年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。
第一項の規定は、科学技術府長官に委任することがで
権限は、科学技術府長官に委任することがで
第四十一条 この法律に規定する内閣総理大臣の

きる。ただし、第十三条及び第十六条に規定する権限については、この限りでない。

第四十一条中「科学技術庁長官」の下に「以下同じ。」を加える。

第四十三条第一号中「(第四十条の規定により科学技術庁長官に委任された場合には、科学技術庁長官)」を削る。

(理化学研究所法の一部改正)

第二条 理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

(科学技術庁長官への委任)

第三十七条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。ただし、第十二条並びに第十五条第一項及び第二項に規定する権限については、この限りでない。

第三十八条中「科学技術庁長官」の下に「以下同じ。」を加える。

第四十一条第一号中「(第三十七条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)」を削る。

(新技術開発事業団法の一部改正)

第三条 新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四十五条を次のように改める。

(科学技術庁長官への委任)

第四十五条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。ただし、第十二条、第十五条第一項及び第二項(第二十七条において準用する場合を含む)並びに第二十五条に規定する権限については、この限りでない。

第四十六条第一項中「科学技術庁長官」の下に「(以下同じ。」を加え、同条第二項中「(前条の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、科学技術庁長官)」を削る。

第四十九条第一号中「(第四十五条の規定により当該権限の委任がなされた場合においては、

第三十四条 剥除

(歯科衛生士法の一都改正) 第五十三条第二項ただし書を削る。

十九條 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四十一號）

百四号)の一部を次のよう改訂する。

する歯科衛生士」に改め、「(業務に従事する者

所地」を「その就業地」に改める。

(歯科技工法の一部改正)

八号)の一部を次のように改正する。

第一項第三項「歯科技術士」を「業務に従事する歯科技工士」に改め、「(業務に従事する者

に付いては、さらにその場所」を削り、「その住所地」を「その就業地」に改める。

(行旅病人及行旅死亡人取扱法の一部改正)
二十二条 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治)

三十二年法律第九十三号)の一部を次のように

第七条第一項中「記録シ其ノ屍体ヲ仮土葬ス
改正する。

ベシ」を「記録シタル後其ノ死体ノ埋葬又ハ火葬ヲ烏スベシ—之故也、同頃之ニ一書ヒ判リ、同

同項第二項中「仮土葬」を「埋葬」に改める。

(公益質屋法の一部改正)
二十二条 公益質屋法(昭和二年法律第三十五

号)の一部を次のよう改訂する。

第四条 貸付金額及貸付利率ハ命令ヲ以テ定ム
第四条を次の如きに改める。

ル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ
第五条第一項を削る。

第十五条第四項中「公益法人」を「社会福祉法

第五章 農林省關係

漁港法の一部改正

七号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第四項本文中「埋立」を「埋立て」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、左の各号の一に該當するものについては、この限りでない。

一 漁港修築計画によつてする埋立ては第二種漁港の区域内の埋立てであつて当該漁港の利用を著しく阻害しないもの（漁船法の一部改正）

第二十四条 漁船法（昭和二十五年法律第百七十号）の一部を次のよう改正する。

第三条の二第一項第二号中「十五メートル未満」の下に「十メートル以上」を加え、同項第三号中「動力漁船」を「動力漁船で長さ十メートル以上のもの」に改める。

第六章 通商産業省関係（計量法の一部改正）

第二十五条 計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の一部を次のよう改正する。

第一百五十九条の二第二項を削る。

第七章 運輸省関係（地方鉄道法の一部改正）

第二十六条 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）の一部を次のよう改正する。

第三十六条ノ三 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ陸運局長ニ委任スルコトヲ得

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過規定)

2 この法律の施行の際現に第十二条の規定による廢止前の予約出版法第四条の規定により納付した保証金に対する権利を有する者は、この法律の施行の日から一年以内に限り、その還付を請求することができる。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(文部省設置法の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。
第十一條第三号中「及び予約出版の届出の受理に関する事務」を削る。
(厚生省設置法の一部改正)
号)の一部を次のようになります。
第五条第十四号中「承認し又は」を削る。

理由

○松平國務大臣 たゞいま議題となりました許可、認可等の整理に関する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、臨時行政調査会の許認可等の改革に関する意見に基づき、許可、認可等の整理をはかり進めるために、さらに許可、認可等の整理を行なうことなどを決定し、これによりましてここにこの法律案を提出した次第であります。

法律案の内容について御説明申し上げますと、第一に、許可、認可等による規制を継続する必要性が認められないものにつきましてはこれを廃止し、第二に、規制の方法または手続の簡素化をはかる要があるものにつきましては規制を緩和し、第三に、下部機関において迅速かつ能率的に処理を要するものにつきましては処分権限を下部機関に委譲し、第四に、統一的に処理を要するものにつきましては許認可等を統合することにいたしました。

これによりまして、各行政機関を通じまして、

○關谷委員長 防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聽取いたします。増田防衛厅長官。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願ひいたします。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

(防衛厅設置法の一部改正)

第一条 防衛厅設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「一十七万六千五百十人」を「二十八万八百四十一人」に、「二十七万三千二百三十三人」を「二十七万七千四百五十四人」に改め、同条第二項中「十七万五千五百人」を「一万三千人」に、「三万四千九百六十三人」を「三万六千五百九十一人」に、「三万九千五百五十三人」を「四万七百三人」に、「二十四万六千九十四人」を「二十五万三百七十二人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二(見出しを含む。)中「教育航空集

「司令」を「教育航空集団司令官」に改める。
第六十六条第二項中「二万四千人」を「三万人」に改める。

別表第三中「中部航空方面隊司令部」

入間郡武藏町を「中部航空方面隊司令部」
市に、「第七航空団司令部」
武藏町を「第七航空団司令部」
城郡小川町に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由
防衛庁の任務遂行の円滑を図るため、防衛庁の職員の定員を改めるとともに、自衛隊の任務遂行の円滑を図るために、予備自衛官の員数を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○増田国務大臣 今回提出いたしました、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案の理由と内容の概要について、御説明申し上げます。

まず、防衛庁設置法の一部改正について、御説明いたします。

これは、防衛庁本庁の職員を、自衛官四千二百七十八人と自衛官以外の職員五十三人と、合計四千三百三十一人を増加するための改正であります。

自衛官の増員の内訳は、陸上自衛隊については、

千五百人で、ヘリコプター部隊、気象関係部隊等の整備充実に充てるためであり、海上自衛隊については、千六百二十八人で、艦艇の増加に伴い改める。

援部隊等の充実のため必要な人員であり、航空自衛隊についても、千百五十人で、航空団の改編、ナイキ部隊の新編及び警戒管制、救難等の部隊の充実のため必要な人員であります。

白衛官以外の職員は、海上自衛隊の後方支援部隊等の充実のためであります。

次に、自衛隊法の一部改正について、御説明いたします。

第一に、教育航空集団の長の階級が海将補から海将に昇格いたしましたので、その称呼を司令官に改称するものであります。

第二に、自衛隊の予備勢力確保のため、予備自衛官を六千人増員して、合計三万人とするものであります。

第三に、第七航空団の司令部を、埼玉県の入間基地から茨城県の百里基地へ移転するものであります。

以上、法律案の提案の理由及び内容の概要を、御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百五十五号)の一部を次のようにより改正する。

附則第十三条第一項中「仮定俸給年額」の下に「(六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料について)」の下に改める。

附則第二十六条中「場合を含む。」の下に

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第五十八条ノ四第一項中「十五万円」を「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万円」に、「一百五十万円」を「一百三十万円」に、「九十万円」を「百六十万円」に、「百三十五万円」を「百六十五万円」に、「百八十万円」を「二百一十万円」に改める。

第六十五条第六項中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

別表第二号表中「二〇一、〇〇〇円」を「三八七、〇〇〇円」に、「二四四、〇〇〇円」を「三二三、〇〇〇円」に、「一九六、〇〇〇円」を「一五一、〇〇〇円」に、「一四七、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「一一四、〇〇〇円」を「一四七、〇〇〇円」に、「八七、〇〇〇円」を「一一二、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「三一〇、〇〇〇円」を「三八四、〇〇〇円」に、「二六五、〇〇〇円」を「三二八、〇〇〇円」に、「二二七、〇〇〇円」を「一七二、〇〇〇円」に、「一八七、〇〇〇円」を「一三四、〇〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「一八〇、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百五十五号)の一部を次のようにより改正する。

附則第十三条第一項中「仮定俸給年額」の下に「(六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料について)」の下に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百五十五号)の一部を次のようにより改正する。

附則第十三条第一項中「仮定俸給年額」の下に「(六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料について)」の下に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百五十五号)の一部を次のようにより改正する。

附則第十三条第一項中「仮定俸給年額」の下に「(六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料について)」の下に改める。

附則第二十六条中「場合を含む。」の下に

る金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額)」を加える。

附則第二十二条第一項中「又は傷病の程度」の下に「及び年齢の区分」を加える。

附則第二十四条の八の次に次の二条を加える。

(昭和二十年八月十五日以後退職した旧軍人の恩給についての特例)

第二十四条の九 昭和二十年八月十五日以後に退職した准士官以上の旧軍人で、旧軍人又は旧準軍人としての在職年の年月数が十二年以上十三年未満のもの(下士官以下の旧軍人又は旧準軍人としての在職年の年数が十二年以上上のものを除く。)は、恩給法及びこの法律の附則の規定の適用については、退職時まで下士官以下の最終の階級をもつて在職したものとみなす。

前項に規定する者又はその遺族は、昭和四十二年十月一日から普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

附則第二十四条の四第二項及び第三項並びに附則第二十四条の五第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十二年十月一日」と、附則第二十四条の五第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から」における「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は、昭和四十二年十月から」と読み替えるものとする。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百五十五号)の一部を次のようにより改正する。

附則第十三条第一項中「仮定俸給年額」の下に「(六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料について)」の下に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百五十五号)の一部を次のようにより改正する。

附則第十三条第一項中「仮定俸給年額」の下に「(六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料について)」の下に改める。

附則第二十六条中「場合を含む。」の下に

る金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額)」を加える。

附則第二十二条第一項中「又は傷病の程度」の下に「及び年齢の区分」を加える。

附則第二十四条の八の次に次の二条を加える。

(昭和二十年八月十五日以後退職した旧軍人の恩給についての特例)

第二十四条の九 昭和二十年八月十五日以後に退職した准士官以上の旧軍人で、旧軍人又は旧準軍人としての在職年の年月数が十二年以上十三年未満のもの(下士官以下の旧軍人又は旧準軍人としての在職年の年数が十二年以上上のものを除く。)は、恩給法及びこの法律の附則の規定の適用については、退職時まで下士官以下の最終の階級をもつて在職したものとみなす。

前項に規定する者又はその遺族は、昭和四十二年十月一日から普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

附則第二十四条の四第二項及び第三項並びに附則第二十四条の五第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十二年十月一日」と、附則第二十四条の五第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から」における「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は、昭和四十二年十月から」と読み替えるものとする。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百五十五号)の一部を次のようにより改正する。

附則第十三条第一項中「仮定俸給年額」の下に「(六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料について)」の下に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百五十五号)の一部を次のようにより改正する。

附則第十三条第一項中「仮定俸給年額」の下に「(六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料について)」の下に改める。

附則第二十六条中「場合を含む。」の下に

附則別表第三

階級	仮定俸給年額
大將	一、〇七五、六〇〇円
中將	八九九、八〇〇円
少將	五九三、五〇〇円
大佐	五五九、六〇〇円
中佐	四五〇、三〇〇円
少佐	三五五、七〇〇円
中尉	二七八、〇〇〇円
少尉	二四四、二〇〇円
准士官	一一四、三〇〇円
曹長又は上等兵曹	一七七、五〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一六九、一〇〇円
伍長又は二等兵曹	一六一、五〇〇円
兵	一四二、八〇〇円
備考	各階級は、これに相当するものを含むものとする。 附則別表第四中「六〇、〇〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に改める。 附則別表第五を次のように改める。
附則別表第五	
傷病の程度	年齢
	七十歳未満の者
第一款症	九〇、〇〇〇円
第二款症	六九、〇〇〇円
第三款症	五四、〇〇〇円
第四款症	四七、〇〇〇円
	七十歳以上の者
	九七、〇〇〇円
	七四、〇〇〇円
	五八、〇〇〇円
	五五、〇〇〇円
普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の七・五に相当する金額とする。	

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「六〇、〇〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に改める。
附則別表第五を次のように改める。

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の七・五に相当する金額とする。

附則別表第五の次に次の一表を加える。

法定俸給年額	第一欄	第二欄
一〇七五、六〇〇円	九七、八〇〇円	一八〇、九〇〇円
八九九、八〇〇円	八一、八〇〇円	一五一、三〇〇円
七〇〇、五〇〇円	六三、七〇〇円	一二七、八〇〇円
五九三、五〇〇円	五三、九〇〇円	九九、八〇〇円
五五九、六〇〇円	五〇、八〇〇円	九四、一〇〇円
四四〇、三〇〇円	四〇、一〇〇円	七四、一〇〇円
三五五、七〇〇円	三三、四〇〇円	五九、九〇〇円
二七八、〇〇〇円	二五、一〇〇円	四六、七〇〇円
一四四、一一〇〇円	一一、一〇〇円	四一、一〇〇円
一一四、三〇〇円	一九、五〇〇円	三六、〇〇〇円
一七七、五〇〇円	一六、一〇〇円	二九、九〇〇円
一六九、一〇〇円	一五、三〇〇円	二八、四〇〇円
一六二、五〇〇円	一四、七〇〇円	二七、三〇〇円
一四二、八〇〇円	一三、〇〇〇円	二四、〇〇〇円

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特

別措置に関する法律の一部改正)

の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「本項」の下に「及び第十条の二」を加える。

第十条の次に次の二条を加える。

第十条の二 昭和二十年八月十五日において内地以外の地域(華太を含む。)にあつて官公署

(元陸軍又は海軍の官署を除く。)に勤務して

いた改正前の恩給法第十九条第一項に規定する公務員が、政令で定める期間内に第四条第

一項の政令で定める琉球諸島民政府職員となつた場合(当該琉球諸島民政府職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達している者が当該琉球諸島民政府職員となつた場合を除く。)においては、その琉球諸島民政府職員を改正前の恩給法第十九条第一項に規定する公務員として在職するものとみなす。

前項の琉球諸島民政府職員については、第四条及び第六条に規定する場合の例に準じ政令で定めるところにより、恩給（年金たる恩給に限る。）を給する。

第十四条中、「第十条又は第十一條」を「又は
第十条から第十一条まで」に改める。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第四条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二年」を「四年」に、「六年」を「十二年」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第六条の見出し中「妻又は子に給する扶助料」を「妻、子又は老齢者に給する恩給」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前二項の規定は、普通恩給又は扶助料を受ける者の年齢が七十歳以上である場合の普通恩給又は扶助料(妻又は子に給する扶助料を除く)について準用する。この場合において、第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは「昭和四十二年十月分」と、「扶助料の年額」とあるのは「普通恩給又は扶助料の年額」と、前項中「昭和四十一年九月三十日」とあるのは「昭和四十二年九月三十日」と読み替えるものとする。

(国民年金法の一部改正)

第六条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第五項中「十万二千五百円」を「二万九千五百円」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)以下「法律第百五十五号」という。附則第十条第

一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。以下同じ。若しくは公務員に準ずる者(以下同じ。)又はこれら者の遺族に給する普通恩給又は扶助料についても、附則別表第二の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附別表第五の第一欄に掲げる金額(七十歳以上

の者(以下「旧準軍人」という。)を除く。以下同じ。)又はこれら者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十二年十月分(同月一日以後に給与事由の生ずるものについては、その給与事由の生じた月の翌月分)以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行わない。

一 第二号及び第三号の普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附別表第一の仮定俸給年額をそれぞれ得た年額。

二 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第八十二号)以下「法律第八十二号」という。附則第一条第二号の普通恩給及び扶助料についても、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附別表第一の仮定俸給年額をそれぞれ得た年額。

三 法律第八十二号附則第二条第三号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附別表第一の仮定俸給年額をそれぞれ得た年額。

4 六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料については、前三号の規定にかかわらず、第一号の普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第一欄に掲

げる金額)をえた額、第二号の普通恩給又は扶助料にあつては、附別表第二の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附別表第一の仮定俸給年額に掲げる金額(七十歳以上

の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、同表の第二欄に掲げる金額)をえた額、前

号の普通恩給又は扶助料にあつては、附別表第三の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ得た年額に改定する。

5 六十五歳未満の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給及び扶助料については、同表の第三欄に掲げる金額(七十歳以上

の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る扶助料にあつては、同表の第四欄に掲

げる金額)をえた額、第二号の普通恩給又は扶助料に准ずる者又はこれらの者の遺族で、法律第八十二号附則第十条第一項の規定により普通恩給又は扶助料の年額を改定されたものに給する普通恩給又は扶助料の年額の改定について準用する。

6 六十五歳未満の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給及び扶助料については、同表の第五欄に掲げる金額(七十歳以上

の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る扶助料にあつては、同表の第六欄に掲

げる金額)をえた額、第二号の普通恩給又は扶助料に准ずる者又はこれらの者の遺族で、法律第八十二号附則第十条第一項の規定により普通恩給又は扶助料の年額を改定されたものに給する普通恩給又は扶助料の年額の改定について準用する。

7 六十五歳未満の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給及び扶助料については、同表の第七欄に掲げる金額(七十歳以上

の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る扶助料にあつては、同表の第八欄に掲

げる金額)をえた額、第二号の普通恩給又は扶助料に准ずる者又はこれらの者の遺族で、法律第八十二号附則第十条第一項の規定により普通恩給又は扶助料の年額を改定されたものに給する普通恩給又は扶助料の年額の改定について準用する。

8 六十五歳未満の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給及び扶助料については、同表の第九欄に掲げる金額(七十歳以上

の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る扶助料にあつては、同表の第十欄に掲

げる金額)をえた額、第二号の普通恩給又は扶助料に准ずる者又はこれらの者の遺族で、法律第八十二号附則第十条第一項の規定により普通恩給又は扶助料の年額を改定されたものに給する普通恩給又は扶助料の年額の改定について準用する。

9 六十五歳未満の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給及び扶助料については、同表の第十一欄に掲げる金額(七十歳以上

の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る扶助料にあつては、同表の第十二欄に掲

げる金額)をえた額、第二号の普通恩給又は扶助料に准ずる者又はこれらの者の遺族で、法律第八十二号附則第十条第一項の規定により普通恩給又は扶助料の年額を改定されたものに給する普通恩給又は扶助料の年額の改定について準用する。

10 六十五歳未満の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給及び扶助料については、同表の第十三欄に掲げる金額(七十歳以上

の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る扶助料にあつては、同表の第十四欄に掲

げる金額)をえた額、第二号の普通恩給又は扶助料に准ずる者又はこれらの者の遺族で、法律第八十二号附則第十条第一項の規定により普通恩給又は扶助料の年額を改定されたものに給する普通恩給又は扶助料の年額の改定について準用する。

11 六十五歳未満の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給及び扶助料については、同表の第十五欄に掲げる金額(七十歳以上

の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る扶助料にあつては、同表の第十六欄に掲

げる金額)をえた額、第二号の普通恩給又は扶助料に准ずる者又はこれらの者の遺族で、法律第八十二号附則第十条第一項の規定により普通恩給又は扶助料の年額を改定されたものに給する普通恩給又は扶助料の年額の改定について準用する。

12 六十五歳未満の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給及び扶助料については、同表の第十七欄に掲げる金額(七十歳以上

の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る扶助料にあつては、同表の第十八欄に掲

げる金額)をえた額、第二号の普通恩給又は扶助料に准ずる者又はこれらの者の遺族で、法律第八十二号附則第十条第一項の規定により普通恩給又は扶助料の年額を改定されたものに給する普通恩給又は扶助料の年額の改定について準用する。

2 扶助料に関する前二条の規定の適用については、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十五歳又は七十歳に達した日に、他の一人も六十五歳又は七十歳に達したものとみなす。

(公務傷病恩給に關する経過措置)

第五条 昭和四十二年九月三十日において現に増加恩給(第七項症の増加恩給を除く。以下この

条において同じ。)を受けている者については、同年十月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。ただし、改正後の同法別表第二号表の年額が従前の年額(恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)に達しない者については、この改定を行なわない。

によることとされた加給の年額で妻に係るもの及び法律第一百五十五号附則第二十二条の三又は恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第二百五十一号)附則第二条の規定による加給の年額をいう。以下この項において同じ。)を除く。)を、改正後の法律第二百五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則別表第五の年額が從前の年額(妻に係る加給の年額を除く。)に達しない者については、この文をどうなつゝ。

3 附則第四条第二項の規定は、第一項及び前項において準用する附則第二条第二項の規定による扶助料の年額の改定について準用する。
(元南西諸島官署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

者を含む。) 又は同条に規定する遺族年金を受け
る者(戦傷病者・戦没者・遺族等保護法昭和二十七
年法律第二百二十七号) 第二十五条第一項第三号
又は第五号に規定する条件に該当しているとす
るならば、当該遺族年金を受けるべき者を含む。)
は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
(昭和四十一年法律第一号) 第一条第一項の
規定の適用については、それぞれ、同日におい
て同項第二号又は第三号に掲げる給付を受け
る権利を有する者とみなす。

の恩給法第六十五条第六項に規定する金額の加給をされた増加恩給を受けている者について
は、前項の規定によるほか、同年十月分以降、
その加給の年額を改正後の恩給法同条同項の規
定による年額に改定する。

前項の傷病年金を受ける者が七十歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

2 一項の政令で定める琉球諸島民政府職員を退職し、又は死亡した者についても適用する。

(職権改定)
第十三條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第三条及び附則第十一条第二項の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

3
昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和四十一年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。この場合（多額所得による恩給停止についての経過措置）

の生じた傷病賃金の金額の計算については、な
お従前の例による。

九条 昭和四十二年九月三十日において現に旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和四十二年十月分以降、その年額を、

等の特例に関する法律(以下「改正後の法律」)第百七十七号(「いふ。)に基づき給されることとなる扶助料又は遺族年金の給与は、昭和四十二年十月から始めるものとする。

において、普通恩給の支給年額は、この法律の附則の規定による改定前の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八条ノ四又は法律第八十二号附則第十二条の規定を適用した場合の支給年額を下ることない。

附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第一百五十五号附則別表第四の年額に改定する。
ただし、改定年額が從前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

引正後の法律第六百五十五号附則別表第一の仮定
俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみな
して算出して得た年額に改定する。ただし、六
十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を
受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料につ
いては、当該仮定俸給年額に、その年額にそれ
ぞれ対応する改正後の同法附則別表第六の第一
欄に掲げる金額（七十歳以上の者に係る普通恩
給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げ
る金額）を加えた額を退職又は死亡当時の俸給

第十二条 昭和四十二年四月一日前に死亡した者の父母又は祖父母として前条に規定する扶助料を受ける者(当該扶助料を受ける資格を有する)の扶助料を受ける者で、改正後の法律第百七十七号第三条の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和四十二年十月分以降、その扶助料を同条第二項の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 昭和四十二年九月三十日において現に傷

年額とみなして算出して得た年額に改定する。

附則別表第一

- 1 -

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
一〇三、一一〇〇円	一一三、五〇〇円
一〇六、〇〇〇円	一一六、六〇〇円

一〇八、五〇〇円	一一九、四〇〇円	二六一、九〇〇円	二八九、二〇〇円
一一七、〇〇〇円	一一三、一〇〇円	二七六、六〇〇円	三〇四、三〇〇円
一一四、一〇〇円	一二五、五〇〇円	二九一、七〇〇円	三一〇、九〇〇円
一一八、一〇〇円	一二九、九〇〇円	二九九、四〇〇円	三一九、三〇〇円
一一三、八〇〇円	二三六、二〇〇円	三〇六、七〇〇円	三三七、四〇〇円
一二九、八〇〇円	一四一、八〇〇円	三一七、三〇〇円	三四九、〇〇〇円
一三五、七〇〇円	一四五、三〇〇円	三三一、四〇〇円	三五五、七〇〇円
一四一、八〇〇円	一五六、〇〇〇円	三四一、四〇〇円	三七五、五〇〇円
一四七、七〇〇円	一六一、五〇〇円	三五四、三〇〇円	三九五、五〇〇円
一五三、七〇〇円	一六九、一〇〇円	三五九、五〇〇円	四一五、三〇〇円
一五七、六〇〇円	一七三、四〇〇円	三七七、五〇〇円	四四〇、三〇〇円
一六一、四〇〇円	一七八、五〇〇円	三九五、六〇〇円	四五六、七〇〇円
一六五、八〇〇円	一八九、三〇〇円	四一五、一〇〇円	四八〇、〇〇〇円
一七一、一〇〇円	一九五、一〇〇円	四三六、四〇〇円	五〇三、一〇〇円
一七七、四〇〇円	一〇〇、八〇〇円	四五七、四〇〇円	五一七、四〇〇円
一八二、五〇〇円	一一七、五〇〇円	四七〇、四〇〇円	五三一、四〇〇円
一八八、六〇〇円	一二四、三〇〇円	四八三、一〇〇円	五五九、六〇〇円
一九四、八〇〇円	一〇一、五〇〇円	五〇八、七〇〇円	六一五、九〇〇円
二〇八、三〇〇円	一一九、一〇〇円	五三四、四〇〇円	六四四、二〇〇円
二一六、八〇〇円	一二八、五〇〇円	五三九、五〇〇円	六七二、四〇〇円
二二三、一〇〇円	一二四、二〇〇円	五五九、九〇〇円	七〇〇、五〇〇円
二三九、〇〇〇円	一五一、九〇〇円	五八五、六〇〇円	七一八、二〇〇円
二三五、七〇〇円	二五九、三〇〇円	六一、三〇〇円	七三六、八〇〇円
二四九、二〇〇円	二七四、一〇〇円	六三六、八〇〇円	七五三、九〇〇円
二五一、七〇〇円	二七八、〇〇〇円	六五二、九〇〇円	七七一、一〇〇円

一〇八、五〇〇円	一一九、一〇〇円	二六一、九〇〇円	二八九、二〇〇円
一一七、〇〇〇円	一二五、九〇〇円	二七六、六〇〇円	三〇四、三〇〇円
一一四、一〇〇円	二九一、七〇〇円	二九九、四〇〇円	三一九、三〇〇円
一一八、一〇〇円	二三六、二〇〇円	三〇六、七〇〇円	三三七、四〇〇円
一一三、八〇〇円	一四一、八〇〇円	三一七、三〇〇円	三四九、〇〇〇円
一二九、八〇〇円	一四五、三〇〇円	三三一、四〇〇円	三五五、七〇〇円
一三五、七〇〇円	一五六、〇〇〇円	三四一、四〇〇円	三七五、五〇〇円
一四一、八〇〇円	一六一、五〇〇円	三五四、三〇〇円	三九五、五〇〇円
一四七、七〇〇円	一六九、一〇〇円	三五九、五〇〇円	四一五、三〇〇円
一五三、七〇〇円	一七三、四〇〇円	三七七、五〇〇円	四四〇、三〇〇円
一五七、六〇〇円	一七八、五〇〇円	三九五、六〇〇円	四五六、七〇〇円
一六一、四〇〇円	一八九、三〇〇円	四一五、一〇〇円	四八〇、〇〇〇円
一六五、八〇〇円	一九五、一〇〇円	四三六、四〇〇円	五〇三、一〇〇円
一七一、一〇〇円	一〇〇、八〇〇円	四五七、四〇〇円	五一七、四〇〇円
一七七、四〇〇円	一一七、五〇〇円	四七〇、四〇〇円	五三一、四〇〇円
一八二、五〇〇円	一二四、三〇〇円	四八三、一〇〇円	五五九、六〇〇円
一八八、六〇〇円	一〇一、五〇〇円	五〇八、七〇〇円	六一五、九〇〇円
一九四、八〇〇円	一一九、一〇〇円	五三四、四〇〇円	六四四、二〇〇円
二〇八、三〇〇円	一二八、五〇〇円	五三九、五〇〇円	六七二、四〇〇円
二一六、八〇〇円	一二四、二〇〇円	五五九、九〇〇円	七〇〇、五〇〇円
二二三、一〇〇円	一五一、九〇〇円	五八五、六〇〇円	七一八、二〇〇円
二三九、〇〇〇円	二五九、三〇〇円	六一、三〇〇円	七三六、八〇〇円
二三五、七〇〇円	二七四、一〇〇円	六三六、八〇〇円	七五三、九〇〇円
二四九、二〇〇円	二七八、〇〇〇円	六五二、九〇〇円	七七一、一〇〇円
二五一、七〇〇円	六五二、九〇〇円	七一八、二〇〇円	七九〇、一〇〇円

		四二五、一〇〇円	四六七、七〇〇円
		七三七、一〇〇円	
	七〇三、一〇〇円		七七三、五〇〇円
	七三六、六〇〇円		八一〇、三〇〇円
	七五三、四〇〇円		八二八、七〇〇円
	七六九、七〇〇円		八四六、七〇〇円
	八〇一、八〇〇円		八八三、一〇〇円
	八一八、〇〇〇円		八九九、八〇〇円
	八三六、〇〇〇円		九一九、六〇〇円
	八六九、二〇〇円		九五六、一〇〇円
	九〇五、三〇〇円		九九五、八〇〇円
	九三三、九〇〇円		一、〇一六、三〇〇円
	九四一、五〇〇円		一、〇三五、七〇〇円
	九六〇、〇〇〇円		一、〇五六、〇〇〇円
	九七七、八〇〇円		一、〇七五、六〇〇円
	一、〇一三、九〇〇円		一、一一五、三〇〇円
	一、〇五〇、〇〇〇円		一、一五五、〇〇〇円
	一、〇六七、八〇〇円		一、一七四、六〇〇円
	一、〇八六、二〇〇円		一、一九四、八〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一〇三、二〇〇円未満の場合又は一、〇五六、二〇〇円をこえる場合においては、その年額に百分の百十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を仮定俸給年額とする。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となる俸給年額	仮定俸給年額
三〇五、六〇〇円	三三六、二〇〇円
三六五、四〇〇円	四〇一、九〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	附則別表第三		
	仮定俸給年額	二三四、一〇〇円	二四四、三〇〇円
二二三、一〇〇円		二五九、四〇〇円	二七四、五〇〇円
二三五、八〇〇円		二七六、五〇〇円	三〇四、二〇〇円
二四九、五〇〇円		二九一、二〇〇円	三一〇、三〇〇円
二五六、四〇〇円		三二四、四〇〇円	三五六、八〇〇円
二七六、五〇〇円		三五六、四〇〇円	三九二、〇〇〇円
三〇四、二〇〇円		三九五、五〇〇円	四三五、一〇〇円

(4) 秘書官又はその遺族の恩給

四〇八、六〇〇円	四五九、五〇〇円	
四五八、九〇〇円	五四四、八〇〇円	
四九一、五〇〇円	五四〇、七〇〇円	
五五八、八〇〇円	六一四、七〇〇円	
六〇七、八〇〇円	六六八、六〇〇円	
六一九、六〇〇円	六八一、六〇〇円	
六七〇、七〇〇円	七三七、八〇〇円	
七四八、二〇〇円	八二三、〇〇〇円	
八〇三、二〇〇円	八八三、五〇〇円	
八七〇、〇〇〇円	九五七、〇〇〇円	
九四三、〇〇〇円	一〇〇三、〇〇〇円	
一、〇一六、〇〇〇円	一一一七、六〇〇円	
一、〇八九、四〇〇円	一一九八、三〇〇円	
一、一〇三、〇〇〇円	一一一三、三〇〇円	
一、一九五、〇〇〇円	一三一四、五〇〇円	
一、二五六、三〇〇円	一三八一、九〇〇円	
一、三四八、二〇〇円	一、四八三、〇〇〇円	
一、六八五、二〇〇円	一、八五三、七〇〇円	
恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。		
附則別表第四		
仮 定 債 給 年 額	第 一 欄	第 二 欄
一一三、五〇〇円	一〇、三〇〇円	一九、一〇〇円
一一六、六〇〇円	一〇、六〇〇円	一九、六〇〇円
一一九、四〇〇円	一〇、八〇〇円	一〇、〇〇〇円
一一三、二〇〇円	一一、二〇〇円	一一〇、七〇〇円
一一五、五〇〇円	一一、四〇〇円	一一一、一〇〇円

一一九、九〇〇円	一一、八〇〇円	一一一、九〇〇円
一三六、二〇〇円	一一、四〇〇円	一一一、九〇〇円
一四二、八〇〇円	一三一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
一四九、三〇〇円	一三一、五〇〇円	一五、一〇〇円
一五六、〇〇〇円	一四、二〇〇円	一六、二〇〇円
一六二、五〇〇円	一四、七〇〇円	一七、三〇〇円
一六九、一〇〇円	一五、三〇〇円	一八、四〇〇円
一七三、四〇〇円	一六、七〇〇円	一九、一〇〇円
一七七、五〇〇円	一六、二〇〇円	一九、九〇〇円
一八二、四〇〇円	一六、六〇〇円	二〇、七〇〇円
一八九、三〇〇円	一七、二〇〇円	二一、八〇〇円
一九五、一〇〇円	一七、八〇〇円	二二、九〇〇円
一九九、八〇〇円	一八、二〇〇円	二三、七〇〇円
一一〇、七五〇〇円	一八、八〇〇円	二四、九〇〇円
一一一、四三〇〇円	一九、五〇〇円	二五、〇〇〇円
一一一、七〇〇円	二〇、一〇〇円	二七、一〇〇円
一一九、一〇〇円	二〇、九〇〇円	三八、六〇〇円
一一八、五〇〇円	二一、七〇〇円	四〇、一〇〇円
一四四、二〇〇円	一一一、一〇〇円	四一、一〇〇円
二五一、九〇〇円	一一一、九〇〇円	四二、四〇〇円
二五九、三〇〇円	一一一、五〇〇円	四三、六〇〇円
二七四、一〇〇円	一二、九〇〇円	四六、一〇〇円
二七八、〇〇〇円	一二、二〇〇円	四六、七〇〇円
二八九、二〇〇円	一二、三〇〇円	四八、六〇〇円
三〇四、三〇〇円	一七、六〇〇円	五一、一〇〇円
三一〇、九〇〇円	二九、一〇〇円	五三、九〇〇円

17

۱۷

三三九、三〇〇円	一一〇、〇〇〇円	五五、四〇〇円	一三九、四〇〇円
三三七、四〇〇円	一一〇、六〇〇円	五六、七〇〇円	一四二、四〇〇円
三四九、〇〇〇円	一一、八〇〇円	五八、七〇〇円	一四八、五〇〇円
三五五、七〇〇円	一一一、四〇〇円	五九、九〇〇円	一五一、三〇〇円
三七五、五〇〇円	一一四、二〇〇円	六三、二〇〇円	一五四、七〇〇円
三八五、三〇〇円	一一五、一〇〇円	六四、八〇〇円	一六〇、八〇〇円
三九五、五〇〇円	一一五、九〇〇円	六六、五〇〇円	一六七、五〇〇円
四五五、三〇〇円	一一七、七〇〇円	六九、八〇〇円	一七〇、九〇〇円
四五五、一〇〇円	一一九、五〇〇円	七三、一〇〇円	一七四、一〇〇円
四四〇、三〇〇円	一一四、一〇〇円	七四、一〇〇円	一七七、六〇〇円
四五六、七〇〇円	一一四、五〇〇円	七六、八〇〇円	一八〇、九〇〇円
四八〇、〇〇〇円	一一四、七〇〇円	八〇、八〇〇円	一八七、六〇〇円
五〇三、一〇〇円	一一四五、八〇〇円	八四、七〇〇円	一九四、三〇〇円
五一七、四〇〇円	一一四七、一〇〇円	八七、一〇〇円	一九七、五〇〇円
五三一、四〇〇円	一一四八、三〇〇円	八九、四〇〇円	二〇一、〇〇〇円
五五九、六〇〇円	一一五〇、八〇〇円	九四、一〇〇円	二〇八、九〇〇円
五八七、八〇〇円	一一五三、五〇〇円	九八、九〇〇円	二一〇、四〇〇円
五九三、五〇〇円	一一五六、九〇〇円	九九、八〇〇円	二一〇、六〇〇円
六一五、九〇〇円	一一六〇、六〇〇円	一〇三、六〇〇円	二一〇、八〇〇円
六四四、二〇〇円	一一五八、五〇〇円	一〇八、三〇〇円	二一三、一〇〇円
六七一、四〇〇円	一一六一、二〇〇円	一一三、一〇〇円	二一七、八〇〇円
七〇〇、五〇〇円	一一六三、七〇〇円	一一七、八〇〇円	二二〇、八〇〇円
七一八、二〇〇円	一一六五、三〇〇円	一一七、八〇〇円	二二〇、八〇〇円
七三七、一〇〇円	一一六七、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円	二二〇、八〇〇円
七七三、五〇〇円	一一七〇、一〇〇円	一一三、一〇〇円	二二〇、八〇〇円
八一〇、三〇〇円	一一七三、六〇〇円	一一六、一〇〇円	二二〇、八〇〇円

附則別表第五

仮定俸給年額	第一欄		第二欄	
	第一	第二	第一	第二
三三六、二〇〇円	一一三〇、五〇〇円	五六、五〇〇円	五六、五〇〇円	五六、五〇〇円
四〇一、九〇〇円	一一三六、六〇〇円	六七、六〇〇円	六七、六〇〇円	六七、六〇〇円
四六七、七〇〇円	一一四二、五〇〇円	七八、七〇〇円	七八、七〇〇円	七八、七〇〇円

仮定俸給年額が一・一三、五〇〇円未満の場合又は一・一九四、八〇〇円をこえる場合には、当該年額に相当する第一欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に百分の百二十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）と仮定俸給年額との差額に相当する額とし、当該年額に相当する第二欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額に百分の百二十八・五を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）と仮定俸給年額との差額に相当する額とする。

五四一、三〇〇円	四九、二〇〇円	九一、〇〇〇円	五四〇、七〇〇円	四九、一〇〇円	九〇、九〇〇円
六一五、〇〇〇円	五五、九〇〇円	一〇三、四〇〇円	六一四、七〇〇円	五五、九〇〇円	一〇三、四〇〇円
六八九、〇〇〇円	六二、七〇〇円	一一五、九〇〇円	六六八、六〇〇円	六〇、八〇〇円	一一二、四〇〇円
七六二、七〇〇円	六九、四〇〇円	一二八、三〇〇円	六八一、六〇〇円	六一、九〇〇円	一一四、六〇〇円
八三六、三〇〇円	七六、一〇〇円	一四〇、七〇〇円	七三七、八〇〇円	六七、〇〇〇円	一二四、〇〇〇円
九九七、七〇〇円	九〇、七〇〇円	一六七、八〇〇円	八三〇〇円	七四、八〇〇円	一三八、四〇〇円
一〇四一、〇〇〇円	九四、七〇〇円	一七五、一〇〇円	八八三、五〇〇円	八〇、三〇〇円	一四八、六〇〇円
一〇八一、一〇〇円	九八、三〇〇円	一八一、八〇〇円	九五七、〇〇〇円	八七、〇〇〇円	一六一、〇〇〇円
一一四〇、三〇〇円	一〇三、六〇〇円	一九一、七〇〇円	一〇三七、三〇〇円	九四、三〇〇円	一七四、五〇〇円
一一一三、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、一〇〇円	一一一七、六〇〇円	一〇一、六〇〇円	一八八、〇〇〇円
一三一四、五〇〇円	一一九、五〇〇円	一一一、一〇〇円	一一九八、三〇〇円	一〇九、〇〇〇円	二〇一、六〇〇円
一三八一、九〇〇円	一二五、七〇〇円	一一三、四〇〇円	一三二三、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	二〇四、一〇〇円
一四八三、〇〇〇円	一三四、八〇〇円	一二九、四〇〇円	一三一四、五〇〇円	一一九、五〇〇円	二二一、一〇〇円
一八五三、七〇〇円	一六八、五〇〇円	三一、八〇〇円	一三八一、九〇〇円	一二五、七〇〇円	二四九、四〇〇円
一一四四、三〇〇円	一一一、二〇〇円	四一、一〇〇円	一四八三、〇〇〇円	一三四、八〇〇円	三一一、八〇〇円
一五九、四〇〇円	一三一、六〇〇円	四三、六〇〇円	一八五三、七〇〇円	一六八、五〇〇円	三一一、八〇〇円
一七四、五〇〇円	一四、九〇〇円	四六、一〇〇円	一一八五、三〇〇円	一一四、八〇〇円	二四九、四〇〇円
三〇四、一〇〇円	二七、六〇〇円	五一、一〇〇円	一一九八、三〇〇円	一一九、五〇〇円	二二一、一〇〇円
三一〇、三〇〇円	二九、一〇〇円	五三、九〇〇円	一三二三、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	二〇四、一〇〇円
三五六、八〇〇円	三三一、五〇〇円	六〇、一〇〇円	一三三七、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	二〇四、一〇〇円
三九二、〇〇〇円	三五、七〇〇円	六六、〇〇〇円	一三八一、九〇〇円	一一九、五〇〇円	二二一、一〇〇円
四五五、一〇〇円	三九、五〇〇円	七三、一〇〇円	一三九三、五〇〇円	一一九、五〇〇円	二二一、一〇〇円
四四九、五〇〇円	四〇、八〇〇円	七五、六〇〇円	一三九七、五〇〇円	一一九、五〇〇円	二二一、一〇〇円
五〇四、八〇〇円	四五、九〇〇円	八四、九〇〇円	一三九九、五〇〇円	一一九、五〇〇円	二二一、一〇〇円

附則別表第六

仮定俸給年額	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一一四四、三〇〇円	一一一、二〇〇円	四一、一〇〇円	一一八五、三〇〇円	一六八、五〇〇円
一五九、四〇〇円	一三一、六〇〇円	四三、六〇〇円	一八五三、七〇〇円	一六八、五〇〇円
一七四、五〇〇円	一四、九〇〇円	四六、一〇〇円	一一九八、三〇〇円	一一九、五〇〇円
三〇四、一〇〇円	二七、六〇〇円	五一、一〇〇円	一三二三、三〇〇円	一一〇、三〇〇円
三一〇、三〇〇円	二九、一〇〇円	五三、九〇〇円	一三三七、三〇〇円	一一〇、三〇〇円
三五六、八〇〇円	三三一、五〇〇円	六〇、一〇〇円	一三八一、九〇〇円	一一九、五〇〇円
三九二、〇〇〇円	三五、七〇〇円	六六、〇〇〇円	一三九三、五〇〇円	一一九、五〇〇円
四五五、一〇〇円	三九、五〇〇円	七三、一〇〇円	一三九七、五〇〇円	一一九、五〇〇円
四四九、五〇〇円	四〇、八〇〇円	七五、六〇〇円	一三九九、五〇〇円	一一九、五〇〇円
五〇四、八〇〇円	四五、九〇〇円	八四、九〇〇円	一三九九、五〇〇円	一一九、五〇〇円

附則別表第七
(イ) 恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料の場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
六三六、八〇〇円	七〇〇、五〇〇円	七六四、二〇〇円	八一八、三〇〇円
五八五、六〇〇円	六四四、二〇〇円	七〇二、七〇〇円	七五二、五〇〇円
五五九、九〇〇円	六一五、九〇〇円	六七一、九〇〇円	七一九、五〇〇円
五三九、五〇〇円	五九三、五〇〇円	六四七、四〇〇円	六九三、三〇〇円
三七七、五〇〇円	四一五、三〇〇円	四五三、〇〇〇円	四八五、一〇〇円
三五九、五〇〇円	三九五、五〇〇円	四三一、四〇〇円	四六二、〇〇〇円
三三三、四〇〇円	三五五、七〇〇円	三八八、一〇〇円	四一五、六〇〇円

二六二、九〇〇円	二八九、二〇〇円	三一五、五〇〇円	三三七、八〇〇円
二五一、七〇〇円	二七八、〇〇〇円	三〇三、一〇〇円	三一四、七〇〇円
二三五、七〇〇円	二五九、三〇〇円	二八一、八〇〇円	三〇一、九〇〇円
三三九、〇〇〇円	二五一、九〇〇円	二七四、八〇〇円	二九四、三〇〇円
二二二、〇〇〇円	二四四、二〇〇円	二六六、四〇〇円	二八五、三〇〇円
一九四、八〇〇円	二一四、三〇〇円	二三三、八〇〇円	二五〇、三〇〇円
一七二、一〇〇円	一八九、三〇〇円	二〇六、五〇〇円	二二一、一〇〇円
一六五、八〇〇円	一八二、四〇〇円	一九九、〇〇〇円	二二三、一〇〇円
一六一、四〇〇円	一七七、五〇〇円	一九三、七〇〇円	二〇七、四〇〇円
一五七、六〇〇円	一七三、四〇〇円	一八九、一〇〇円	二〇一、五〇〇円
一五三、七〇〇円	一六九、一〇〇円	一八四、四〇〇円	一九七、五〇〇円
一四七、七〇〇円	一六二、五〇〇円	一七七、二〇〇円	一八九、八〇〇円
一四一、八〇〇円	一五六、〇〇〇円	一七〇、二〇〇円	一八二、二〇〇円
一二九、八〇〇円	一四二、八〇〇円	一五五、八〇〇円	一六六、八〇〇円
九三、四五七円	一〇一、八一六円	一一二、一七八円	一一〇、〇九六円

(4) 恩給法第七十五条第一項第三号に規定する扶助料の場合

一一一、〇〇〇円	一四四、一〇〇円	二六六、四〇〇円	二八五、三〇〇円
二〇八、三〇〇円	二三九、一〇〇円	二五〇、〇〇〇円	二六七、七〇〇円
一九四、八〇〇円	二一四、三〇〇円	二三三、八〇〇円	二五〇、三〇〇円
一八八、六〇〇円	二〇七、五〇〇円	二二六、三〇〇円	二四二、四〇〇円
一七七、四〇〇円	一九五、一〇〇円	二二二、九〇〇円	二三八、〇〇〇円
一五七、六〇〇円	一七三、四〇〇円	一八九、一〇〇円	二〇一、五〇〇円
一五四、七〇〇円	一六九、一〇〇円	一八四、四〇〇円	一九七、五〇〇円
一四七、七〇〇円	一六二、五〇〇円	一七七、二〇〇円	一八九、八〇〇円
一四一、八〇〇円	一五六、〇〇〇円	一七〇、二〇〇円	一八二、二〇〇円
一二九、八〇〇円	一四二、八〇〇円	一五五、八〇〇円	一六六、八〇〇円
五六、〇三一円	六一、六四二円	六七、二五五円	七一、〇〇一円

理由

戦傷病者、戦没軍人の遺族、退職公務員等の恩給年額について所要の是正を行なうとともに、老齢者に給する加算恩給の年額について特例を設け、旧軍人等の遺族についての特例扶助料の給与条件を緩和することとし、あわせて旧外地官公署職員であつた者が琉球諸島民政府職員となつた場合の当該職員期間を通算する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○塙原國務大臣　ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

現在、文官及び旧軍人並びにこれらの者の遺族の年金恩給は、昭和四十年法律第八十二号によつて同年十月に改定され現在に及んでゐるのですが、この恩給年額につきましては、昨年十一月恩給審議会から当面恩給の増額は、緊急に措置

するのが適當であるとの中間答申がなされました。政府といたしましては、この答申の御趣旨を尊重するとともに、六十五歳以上の老齢者、妻子である遺族、傷病者の置かれております立場を考慮いたしまして、次のような改善の措置を講じようとするものであります。

まず、普通恩給及び扶助料の年額を、その受給者の年齢に応じ、七十歳以上の者については二八・五%、六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十歳未満の妻及び子については二〇%、六十五歳未満の者については、妻及び子を除き一〇%の増額を行なうこととし、また、公務傷病者にかかる恩給につきましては、増加恩給及び七十歳以上の者が受けける傷病年金については二八・五%、七十歳未満の者が受けける傷病年金については二〇%の増額を行なうこととし、昭和四十二年十月から実施いたそととするものであります。

その第二点は、老齢者に給する加算恩給の改善であります。

現行法におきましては、戦地事変地等に勤務し

た公務員には加算年を認め、これを算入して普通恩給最短年限に達する場合にはこれに普通恩給または扶助料を給することとしておりますが、その年額につきましては、妻及び子に給するものを除き、普通恩給最短年限に達しているものの算出率百五十分の五十から、普通恩給最短年限と実在職年との差の一年につき一定の率を減じて計算することいたしております。今回の措置は、七十歳以上の老齢者に給する普通恩給または扶助料につきましては、妻及び子に給するものと同様に普通恩給最短年限の場合の恩給年額に相当するものを支給しようとするものであります。

その第三点は、増加恩給の特別加給の額の増額であります。
不具労疾者に給する増加恩給のうち、第二項症以上の重症者に給するものにつきましては、増加恩給の年額に年額二万四千円の加給を行なつておりますが、この年額を三万六千円に増額いたしましたるものであります。

第四点は、旧外地關係官公署職員であつた者が、琉球諸島民政府職員として在職した場合の当該職員期間の通算に關する措置であります。

終戦において、台湾、朝鮮、樺太等の旧外地關係の官公署に勤務していた恩給公務員で戦後琉球諸島に引き揚げ、恩給公務員に相当する琉球諸島民政府職員となつた場合には、当該琉球諸島民

政府職員となる前の恩給公務員としての在職年が普通恩給最短年限に達している者の場合を除き、琉球諸島民政府職員としての在職期間を恩給公務員期間に通算いたそらとするものであります。

第五点は、旧軍人等の遺族に対する特例扶助料等の支給条件の緩和であります。

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律によりますと、旧軍人、旧軍人等が内地等で職務に關連して負傷し、または疾病にかかり、在職期間内に死亡し、あるいは在職期間経過後、厚生大臣の指定する結核等にあつては六年以内、その他のが病にあつては二年内に死亡した場合は、その遺族に対しまして特例扶助料または特例

遺族年金が給されることとされております。今回

の措置は、この支給要件である六年を十二年に、二年を四年に延長することにより、特例扶助料または特例遺族年金の支給範囲を広げようとするものであります。

第六点は、在職年十二年以上十三年末満の准士官以上の旧軍人に對して普通恩給を支給しようとすることであります。

終戦により准士官等として退職した旧軍人で、その在職年が下士官としては十二年末満、准士官としては十三年末満であった者について、准士官等となる直前の階級による旧軍人としての普通恩給または扶助料を支給しようとするものであります。

右の措置のほか、一の増額措置に伴いまして普通恩給についての多額所得者に対する恩給停止基準を改めますとともに、その他所要の改正をいたすこととしております。

なお、以上述べました措置は、昭和四十二年十月一日から実施することといたしております。
以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○開谷委員長　内閣法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。木村内閣官房副長官。

内閣法の一部を改正する法律案を改正する法律

内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二　内閣官房に、内閣補佐官三人以内を置くことができる。

2　内閣補佐官の職務は、次のとおりとする。
一　内閣の重要な政策に關し、内閣総理大臣に進

言すること。

二　内閣総理大臣の命を受けて、閣議に係る重

要事項に關する総合調整その他行政各部の施

策に關するその統一保持上必要な総合調整に

関し、内閣総理大臣に意見を具申すること。

第十四条の二第三項中「掌る」の下に「ほか、特

に命を受けたときは、内閣補佐官の職務を助ける」

を加える。

第十六条第一項中「七十九人」を「百二人」に改め

る。

附 則

(施行期日)
(国家公務員法の一部改正)

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

3　特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号の次に次の一号をえる。
四の一　内閣補佐官
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

四の二　内閣補佐官

(第三条第一項中「大使、」を「内閣補佐官、大

使、」に改め、「別表第一に、」の下に「内閣補佐

官については別表第二に、」を加え、「別表第三」を「別表第三に、「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同項を

同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、

同条第二項中「別表第二」を「別表第三」に、「前

項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、

同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定により内閣補佐官の受ける俸給

月額は、内閣総理大臣が定める。

別表第三を別表第四とし、別表第二を別表第五

三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二

官 職 名	俸 級	月 額
内閣補佐官	二号俸	二六〇、〇〇〇円

理由

臨時行政調査会の内閣の機能に關する改革意見の趣旨にかんがみ、内閣機能の強化を図るため、内閣補佐官の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○木村政府委員　ただいま議題となりました内閣法の一部を改正する法律案について、提案理由及び概要を御説明申し上げます。

申しますまでもなく、内閣総理大臣は、内閣を代表して、行政各部を統轄し、社会、經濟あるいは外交等各般にわたる國政運用の最高責任を負う立場にあり、その職責は、きわめて重要であります。これ等のよろづや職責を遂行するにあたって、國政の各分野に通曉した者が内閣総理大臣の側近にあって、その思考及び判断を助け直接、内閣の重要な政策に關し進言し、または行政施策の総合調整に關し意見を具申することは、内閣総理大臣に負荷された責任を果たす上にきわめて緊要となつてまいりたので、今回、先般の臨時行政調査会の内閣の機能に關する改革意見の趣旨を勘案し、現実に即し、実行可能な制度として、内閣補佐官を設置する道を開くこととするのであります。

以上のような観点に立ち、内閣法の一部を改正しようとするものであります。その法律案の概要を申し述べます。
すなわち、内閣官房に内閣補佐官三人以内を置くことができる。内閣総理大臣に進言し、また、内閣総理大臣の命を受けて、閣議にかかる重要な政策に關する総合調整その他行政各部の施策に關す

るその統一保持上必要な総合調整に關し、内閣總理大臣に意見を具申することを職務とすることとするのであります。

内閣補佐官は、特別職の國家公務員とし、その職責に応じた給与に関する所要の定めをいたしております。

なお、内閣補佐官の事務を助ける等のため、内閣審議官等所要の職員を配置するための定数を増加しております。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願ひいたします。

○關谷委員長 次会は、來たる十五日午前十時から理事会、十時十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

昭和四十二年六月十六日印刷

昭和四十二年六月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局